

## 鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 10 年 2 月 3 日（告示第 213 号）	新規追加
平成 14 年 10 月 3 日（告示第 1568 号）	一部改正
平成 16 年 9 月 24 日（告示第 1745 号）	一部改正
平成 19 年 5 月 18 日（告示第 693 号）	一部改正

動生剤基準の鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.2、3.3.5 及び 3.3.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。